### 添付書類作成要領(同時廃止事件)

- 添付書類は、原則として、この要領に従い提出してください。ここに記載してある添付書類の番号は、陳述書中に記載してある添付書類の番号と一致しますので、陳述書で添付書類が必要な事項に該当した場合には、この左端の必要書類欄に○印を付け、後に○印の添付書類を収集するなどして、提出洩れのないように留意してください。当初から○印の付いているものは必ず必要なものです。添付書類のうち、住民票などで発行申請者が希望すればマイナンバー(個人番号)が表示されたものが発行される場合がありますが、マイナンバー(個人番号)の記載のある書類は取り扱うことができません。マイナンバーの記載のないものの交付を受けるよう留意してください。なお、個々の事案の内容により、ここに記載してあるケース以外の場合でも、必要に応じて添付書類の追加提出を求めることがあります。
- <sup>2</sup> 添付書類はA4の大きさ(申立書の大きさ)にそろえてください(A4の用紙にコピーしたり(縮小コピー可),A4の台紙に貼るなどしてください。)。ただし,左端3cm程度はとじし ろになりますので,その部分はできる限りあけるようにしてください。
- 3 添付書類は、ここに記載してある番号順に並べてください。
- 4 添付書類の追加提出を求められることなどがありますので、この要領は手続が終了するまで保管しておいてください。

必要 書類	番号	書類の名称	作 成	上の	注	意	事	項	な	ど		陳述書 の頁数
$\bigcirc$	1	戸籍謄本(夫婦同時申立 ての場合はいずれか一方 は写しでも可)	<u>日本国籍を有する方は</u> 提出してください。	_申立前3か	月以内発行の	の戸籍謄え	本(抄本で	はなく謄え	本が必要	です。)を,	本籍地の市町村役場発行	
$\bigcirc$	2	住民票(夫婦同時申立て の場合はいずれか一方は 写しでも可)	申立前3か月以内発行のイナンバー(個人番号)の イナンバー(個人番号)の なお, <b>破産免責手続中</b> ) ような転居は控えてくださ 電話番号が変わる場合も 気等真にやむを得ない理	記載のない <b>_住所を変</b> へ。),移動で 公ず連絡し	ものを, 提出し <b>更する場合に</b> 後は直ちに住 てください。 連	_てください <u>【は,</u> 事前り E民票を添 I絡が取れ	ハ。 こ連絡し(₹ 付して住戸 なくなった	裁判所へ 所変更届を り,裁判所	の出頭が を提出し 听の呼出	「困難になる てください。	住民票上の住所の市町村役 場発行	
	3	建物の全部事項証明書 (夫婦同時申立ての場合 にはいずれか一方は写し でも可)	現在, <b>申立人(債務者)</b> 発行の全部事項証明書を	提出してく	<i>ごさい。</i>						建物所在地を管轄する法務局発行	1
	4	居住証明書	現在, <b>知人のところに間</b> らい,それを提出してくだ	<u>借りしている</u> ない。	<u>方は,</u> その知	日人に別組	氏様式第1	による居住	主証明書	を作成しても	知人作成	1
	5	賃貸借契約書又は住宅使 用許可書の写しなど	現在住んでいるところが <b>営の住宅の方は</b> 住宅使用本人かその家族かは問いなお, <b>賃貸借契約書や</b> 又は預金通帳写し(番号) <b>社宅や会社の借上げア</b> の引去りの記載された直えてください。そうしたものが	許可書写しません。この <b>注宅使用許</b> 4で提出する <b>パートに住</b> での給与明 ない場合に	を,それぞれ り欄につき,り <b>可書がない</b> た る場合を除く。 <b>しでいる方は</b> 冊書写し(番号	提出して 人下同じ。) <b>万は</b> ,家賃 )のいずね - 会社保管 号11で提出	ください(身 。 の支払い いかを提出 管の賃貸借 出する場合	契約名義 の事実が してくだる 音契約書 <sup>2</sup> を除く。)	人が申立 わかる領 さい。 写し又は のいずれ	人(債務者) 収証書写し 家賃相当額 かを提出し	借上げアパートの賃貸借契約書につき会社保管居住証明書につき会社作成上記以外につき申立人(債務者)本人又はその家族保管	1
	6	診断書又は障害者手帳の 写し	現在, <b>通院している方や</b> 提出してください。	筆害のある力	<u>ர</u> で, 診断書 <sup>の</sup>	や障害者	手帳を持っ	ている場	合には,	その写しを	申立人(債務者)保管	2

必要 書類	番号	書	類	の	名	称	作	成	上	Ø	注	意	事	項	な	ど	書類の発行場所等	陳述書 の頁数
	7	源泉領証明書		票写し	レ又は	亦	年度分の収入 <b>れる場合は不</b> しか提出でき 所得証明立て せんので,そ 専主に帰な <b>申立人(債</b> )	、 <b>、要</b> い はをれど ない、すで 無 を ない、 はを ない、 ない はを ない はを で 場 基 るい で 戦 し と と し と し と し と し に し に し に に し に し に に に に に に に に に に に に に	)みやで、カ かれに除いた。 かれは、かいた。 からには、まれた。 はいた。 からにさい、 はいた。 はいた。 がいたださい。 はいたさい。 はいたさい。 はいたさい。 はいたさい。 はいたさい。 はいたがいる。 はいたがい。 はいながい。 はいながい。 はいながい。 はいながい。 はいながい。 はいながい。 はいながい。 はいながい。	ンつ,給料 トに収入が 得証明書の と と 除料証明 説すべき を 主に 支 与 明細の し で の と の と の り の に り の り の り り り り り り り り り り り り	を受けている あった場の 等の かり いり いり にしている 大 でいる 人 でいる 人 写し に に に に に に に に に に に に に	いたすべ 合や たい たい であるの にとの あまるの にとの がいる場 で11参照) の確定 のの のの のの のの のの のの のの のの のの の	ての勤務治ります。)。のから。)。ののから。)。からののでは、からののでは、からののでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのものでは、からのものでは、からのものでは、からのものでは、からのものでは、からのものでは、からのものでは、からのものものものものものものものものものものものものものものものものものものも	先の <b>源泉</b> 料を受け してくださ でくだ。 要の です。 で 収 な 取 で の に で の に で の に で の に に に に に に に に に に に に に	<b>徴収票</b> 取っていい。なま 明書した 給与所に 又は所名	たのに1社分 5,1月から6月 か発行されま 得者の場合に 导証明書を,そ	源泉徴収票につき申立人(債務者)又はその家族保管所得証明書につき,1月から6月までに申立をするときは,前々年の1月1日に住民票上の住所のあった市町村役場発行,7月から12月までに申立をするときは,前年の1月1日に住民票上の住所のあった市町村役場発行	2
	8	確定申	日告責	書写し	~		を提出してくた 分の月ごとの 類は,裁判所	申告をして ざさい。帳 売上額及 の指示が <b>間内に自</b>	いない場 簿もつけ び支払名 あれば, <b>営業を止</b>	場合には, ていないと 質の一覧表 すぐに提出 <b>めた方は</b>	売上げ及 さは,売 を申立人 出できるよ <u>・</u> 止める前	び経費の 上伝票及 (債務者 うにして) 前直近1元	り内容のれ ひで支払 り本人がん おいてくた か年分の確	かる直近 関係書類に 作成して扱 さい。) 確定申告	i1か年か に基づい 是出して	てください。 分の帳簿写し いて直近1か年 ください(伝票 提出してくださ	申立人(債務者)保管	2,3
	9	決算幸	设告语	書写し	J		会社(法人) 前直近1か年 内訳明細書も	分の決算	報告書写	すしを提出	してくださ	い。写し	<b>など)をし</b> は, 貸借対	<b>ている方</b> に 対照表や	<u>ま,</u> その 損益計算	会社等の申立 算書だけでなく	申立人(債務者)が役員をして いる会社等で保管	2
	10	履歴事業登記簿 申可)	己簿月 算謄え	誊本) 本(会	又は 社と	法人 司時	履歴事項全部のものを提出要です。	『証明書( してくださ <b>間内に会</b>	商業登訂 い。なお <b>社(法人</b> )	己簿謄本) ,複数の会 ) <b>の役員を</b>	又は法人 会社等の管 <b>退任した</b>	登記簿腕 设員をし <sup>*</sup> <u>方は,</u> 役	学本が必要 ている場合 :員をしてい	₹です。申 ↑には,そ へた会社(	立前3た のすべ		本店所在地等を管轄する法務 局発行	2,3
	11	給与明	月細言	書写し	<i></i>		<b>勤務先から</b> 問いません。) なお, <u>2社り</u>	), 申立前	直近2か	月分の給-	与明細書	写しを提	出してくた	ごさい。		ど雇用形態を	申立人(債務者)保管	2
	12	公正記 停調書					<u>子の養育料</u> 作成している							正書,調停	亨調書又	は念書などを	申立人(債務者)保管	1

必要 書類	番号	書類の名称	作成上の注意事項など	書類の発行場所等	陳述書 の頁数
	13	支給額決定通知書又は帳などの写し	年金その他の公的扶助を受けている方は、受けている扶助の内容及び金額のわかる通知書や帳の写しなどを提出してください。通知書などを紛失した方は、その扶助にかかる金員が振り込まている通帳写し(番号14で提出する場合を除く。)を提出してください。なお、年金等を担保に借入れしている場合は、証書の裏面をコピーし、番号35の負債(借金)にする資料として提出してください。 必ずマイナンバー(個人番号)の記載のないものを提出してください。	中立人(倭敦孝)祝答	3
	14	預貯金の通帳又は預金 書の写し	残高にかかわらず、  オベての通帳の写しを提出してください。また、  定期預金証書などを持って場合にはそのコピーも提出してください。通帳のコピーを取る際には、次の点に注意してください。  ① コピーを取る前に、申立前1か月以内の日が記帳されていることを確認してください。それ以自日が最終記帳日になっている場合には、少額のお金の入出金をして、最終記帳日が申立前1か以内の日になるようにしてからコピーをしてください。なお、既に口座が閉鎖され記帳ができないようになっているため、申立前1か月以内の日の記ができないときは、「平成○○年○月○日に記帳を試みるも、できなかった。」と当該口座のコピ・末尾に記載の上、押印してください。 ② コピーは、表紙の見返し及び記帳しているすべてのページについてしてください。なお表紙の見返しに普通預金口座のほかに貯蓄預金や定期預金の口座番号が振られているときに当該貯蓄預金や定期預金のページも合わせてコピーしてください(この場合には記帳がないときその最初のページはコピーして提出してください。)。 ③ 記帳の始まりが「繰越」で、かつ、その日付けが申立前1か年以内の日であるときは、前の通り分についても②と同様にコピーして提出してください。  ④ 通帳を紛失等して、そのコピーを提出できないときは、当該金融機関からその口座の申立前に年分の取引明細書を取得して、それを提出してください。  なお、申立前1か年以内に解約した口座がある場合には、その口座の通帳写しも同様に提出してくい。。	順 <b>援</b> 申立人(債務者)保管(取引明 神書の場合には当該口座の金融機関発行) 長	6,9
	15	固定資産課税台帳に登 事項がないことの証明書	本動産を所有していない方は必要です。なお, <u>申立前1か年以内に市町村を異にして転居されいる方は,</u> 以前の住所地の分も合わせて必要です。	<u>て</u> 住民票上の住所の市町村役 場発行	6
	16	不動産の全部事項証明	不動産を所有している(持分を共有している場合を含む。) 方は、所有しているすべての不動産ついて必要です。共同担保目録付きのもので、かつ、申立前3か月以内発行のもの(ただし、そのに所有権や抵当権などの記載事項に変更があった場合には、変更後のものに限る。) を提出してさい。 土地上に建物がある場合において、土地又は建物の一方のみを所有している場合には、見していない土地又は建物の全部事項証明書及びその使用権限を証する賃貸借契約書又は上申合わせて提出してください。 なお、申立人(債務者)が相続しているが、まだ名義が亡くなった被相続人名義のままになって場合にも、その不動産の全部事項証明書が必要です。この場合には、番号20の書面も必要になりす。 また、申立前1か年以内に処分した不動産がある場合には、その不動産の全部事項証明書が必です。	後 くだ 所有 書も 局発行 賃貸借契約書は申立人(債務 者保管) 上申書は申立人(債務者)作 成	6,9
	17	固定資産評価証明書	不動産を所有している(持分を共有している場合を含む。)方は,所有している不動産すべて(まの場合及び番号16のなお書きの場合を含む。)について必要です。	共有 不動産所在地の市町村役場 発行	6

必要 書類	番号	書 類 の 名 称	作 成 」	- O	注意	事	項	な	ど	書類の発行場所等	陳述書 の頁数
	18	不動産評価書	被担保債権現在額が当該 の不動産が農地, 山林, 原 それ以外の場合には, 不動 売事件で提出されている評	<b>野及び公衆用</b> 」産業者2社以」	<b>道路以外の場合</b> 上又は不動産鑑定	には、不動	産評価書の	提出はる	不要です。	不動産業者又は不動産鑑定 士作成若しくは競売事件の係 属する地方裁判所での謄写	6
	19	被担保債権現在額証明書	<b>所有している不動産の全部 載されている場合には,</b> その 書面を提出してください。 <u>担</u> です。	の担保権によっ`	て担保されている	る債権の現る	生額のわかん	る担保権	者作成の	担保権者作成	6
	20	相続関係を証する書面, 相続放棄又は限定承認の 申述の受理証明書写し	不動産などを申立人(債務 合には、被相続人の除籍贈除く。)ほか相続関係を証す なお、被相続人名義の不! 定承認をしている場合には してください。	本(番号1の戸 る書面を提出し 動産等があるが	籍謄本に被相続 こてください。 ,申立人(債務者	人の死亡の 音)において	事実が記載 相続を放棄	載されてい <b>している</b>	いる場合を <b>5場合や限</b>	除籍謄本につき,被相続人の本籍地の市町村役場発行相続放棄等の申述の受理証明書はその受理をした家庭裁判所発行	6
	21	車検証写し	<u>車検証の所有者欄又は像 には、</u> そのすべてについて なお, <u>上記以外の自動車</u> <u>は、</u> その自動車等の車検証	車検証写しを提 <b>等を,申立人又</b>	出してください。 <b>は生計を一にす</b>	る家族が通				申立人(債務者)又はその家族保管	2,6
	22	買取見積書など	車検証の所有者欄又は使 ン以上の自動車, ③新規登録から申立日までに7年を終 中古車センター等作成の下 すること)が必要です。	録から申立日 経過していない	までに5年を経過 自動車又は⑤購	していない 入価格が3	国産の軽自 00万円以	<b>動車</b> , ( 上のもの	<b>①新規登</b> のときは,	中古車センター等作成	6
		保険契約書又は保険の内 容のわかる書面の写し	掛け捨てか否かにかかわり 要です。	うず, <u>保険契約</u>	者が申立人(債)	务者)である	各種保険で	<b>ナベて</b> に	ついて必	申立人(債務者)保管	6
	24	解約返戻金証明書など	番号23の保険のうち <u>契約</u> 険について仮に今解約する 算書が必要です。 なお, <u>年金型の簡易生命</u> <b>階にあるものがある場合に</b>	とした場合にお <b>保険等で既に</b> (	おける当該保険会 <b>保険料の払い込</b> る	社作成の角 みが終わり,	解約返戻金額 <b>保険金を</b> 多	類の証明 <b>そけ取る</b>	書又は計	解約返戻金につき保険会社作成 年金型の保険金を受け取るだけのものにつき申立人(債務者)保管	6
	25	証券写しなど	ゴルフ会員権や株券等の る場合は裏面のコピーも必		<b>3場合には,</b> その	写しを提出	してください	、裏面に	こ記載があ	申立人(債務者)保管	7
	26	証券等の時価に関する資 料	ゴルフ会員権や株券等の	時価に関する資	資料がある場合に	<b>ニは,</b> その資	それを提出し	てくださ	٧١°	インターネット情報等	7

必要 書類	番号	書類の名称	作成上の注意事項など	書類の発行場所等	陳述書 の頁数
	27	借用書写しなど	<u>お金を貸したり、名義貸しをしたり、又は、保証人として借主に代わって支払いをした場合で、まだその返金をしてもらっていないときは、</u> 貸したりしたことを証する相手方作成の借用書や念書などの書面又は代わりに支払ったことがわかる書面の写しを提出してください。	申立人(債務者)保管	7
	28	貴金属や骨董品などの鑑 定書や保証書などの写し	<u>ある場合</u> には提出してください。	申立人(債務者)保管	8
	29	退職金支給見込額証明書	現在の勤務先に正社員で5年以上勤務している方は、	勤務先会社作成	8
	30	売買契約書写しなど	<b>申立前1か年以内に不動産や自動車を処分したことがあるときは、</b> その処分にかかる売買契約書 写しなどを提出してください。	申立人(債務者)保管	9
	31	使途に関する領収証書写 しなど	<b>申立前1か年以内に不動産を売ったりしてお金を得たことがあるときは、</b> その得たお金の使途に関する領収証書などの写しを提出してください。	申立人(債務者)保管	9
	32	訴状,判決正本,支払督 促正本,差押命令正本, 不動産担保権実行開始決 定正本,税務署等からの 差押書などの写し	借金に関する裁判・調停や所有する財産に対する強制執行等が係属している場合又は係属していた場合には、 といた場合には、 裁判所や租税官庁等から送付されてきた訴状、判決、(仮執行宣言付)支払督促正本、和解調書正本、調停調書正本、決定正本、公正証書謄本、差押命令正本、不動産担保権実行開始決定正本、差押書などの書面の写しを提出してください。	申立人(債務者)保管	9,13
	33	配当表写し	過去1年間に裁判所等で強制的に売却され,その配当期日等が既に過ぎている場合には, 当該 裁判所で配当表等の謄本をもらって,その写しを提出してください。	競売の係属した裁判所	9
	34	店舗・工場等の賃貸借契 約書及びリース契約書な どの写し	自営業をしている方で、店舗・事務所・工場等のために土地や建物を借りている場合には、その賃貸借契約書写しを提出してください。無償(ただ)で申立人(債務者)以外の不動産を使用している場合には、その不動産の全部事項証明書(ただし、番号16で提出している場合を除く。)を提出してください。 自営業をしている方で、リース物件がある場合は、すべてのリース契約について契約書写しを提出してください。	賃貸借契約書・リース契約書 につき申立人(債務者)保管 不動産の全部事項証明書に つき不動産所在地の法務局発 行	個人事 業者用 補述書 1,3
$\circ$	35	負債(借金)に関する資料	金銭消費貸借契約書,請求書,領収書又は債権調査票など,債権者一覧表記載の債権者ごとに,記載順に,債権者の住所及び負債(借金)の現在額の記載されたできる限り直近の資料を提出してください(ただし,他の番号で既に提出している場合を除く。)。代理人弁護士による申立の場合には,別紙様式第2による債権調査票(回答書)及び別紙様式第3による債権調査に関する上申書を提出するようにしてください。また,申立後に請求書等が送付されてきて債権者の洩れに気が付いたり,債権者の変更があった場合には,直ちに送付されてきた書面の写し及び追加変更する債権者数と同じ枚数の82円の郵便切手を添付の上,別紙様式第4の債権者の追加変更届を提出してください。	申立人(債務者)保管	

必要 書類	書	類	の 名	称	作	成	上	の	注	意	事	項	な	ど	書類の発行場所等	陳述書の頁数
	過去1 公課及 る公租		E滞納	している姿料	税務署, 県 <b>ある場合には</b> <b>納付した公和</b> 書(領収証)	<u>ま,</u> その納れ <b>且公課</b> (源:	说告知書 泉徴収分	又は納税: など直接	通知書な。 申立人(債	どの写し	を提出して	ください。	。 また, <u>過</u>	去1年間に	申立人(債務者)保管	
		き書写し				問いません	し。)。振ぇ	込により支:	払っている	る場合に	は, その事	実が記憶	長された通		申立人(債務者)保管	

#### (別紙様式第1)

高松地方裁判所民事部破産再生係 御中

平成 年 月 日

住所又は本店所在地 会 社 名

氏 名又は代表者名

印

# 居住証明書

甲立人	は,
	下記住所の私方住所地で
	下記住所の当社の社宅(借上げ社宅を含む。)で
居住して	いることを証明します。
なお,	賃料は,
	もらっていません。
	1か月金 円もらっています。
	給料から1か月 <u>金</u> 円引き去っています。
	記
郵便番号	
住 所	

(マンション・アパート等の場合には、その名称・棟番号・部屋番号も記載してください。)

### (別紙様式第2)

※当てはまる□に、レ点を入れてください。必ず、この書式でご回答願います。\*印の欄は弁護士が記入します。

裁判所提出用書式	]					債権者番号	*
弁護士	殿	*				限惟日苗 7	^
	債	権	調	查	票		
債務者氏名			*	(屋号	又は旧姓)		×
1 債務者に対する貸付金 □有(以下の項目へ)			□無(፯	平成 年	F 月	日完済)	
↓ (1)債権の種類							
□貸付金 □立□その他(	【替金		売掛金	□保	証		)
(2)債務者の地位							
□主債務者(保証人 □保証人 (主債務者	_	氏名 氏名			)	□無)	
(3)取引内容							
① 最初の借入れ等	平成	年	月	<u>日</u>			円
	平成_	年		<u>月</u>			<u>円</u>
③ 最後の返済	<u> 平成</u>	年	月	<u>月</u>			円
(4)債務残高(回答日現在	)			_			
① 残 元 金 ② 利 息				<u>円</u> 円			
③ 遅延損害金				<u>円</u>			
④ 合 計				<u>円</u>			
2 債務者の破産又は免責	に関する	意見					
□特に意見はない。 □以下のとおり意見か	ぶある。(┐	下の空欄	に具体的	事実をお	書きください	<b>n</b> )	
平成 年 <u>御 住 </u>	月 f	日					
御名前• 』	貴社名						<u>卸</u>
	_	担当者名		`			
	_	電話番号		)	_		
		FAX番	兮(	)			

### (別紙様式第3)

高松地方裁判所民事部破産再生係御中

平成 年 月 日

申立人(申立代理人)

印

## 債権調査に関する上申書

下記の債権者については、残高証明書(又はそれに代わる請求書、領収書、通知書、督促書等)がないため、次のとおりの経過で債権額を確定いたしましたので上申します。

記

						品上							
						月	日,	電話	<ul><li>口頭</li></ul>	<b>•</b>		のた	が法によ
,		の内容			-	ナファ	しゅ	ブキー	上山)	731 7	とが は	<del>-   -  </del>	マル中
											たが, 申 勺容は,		
		対ます		<b>a</b>		マン豆	.   忠 (こ	J 401	よ, 頂	作用・クフト	1分は,	1000	こわり
	心の		0										
		権者一	·	記載の	悉县								
(2		権者名		<b>口□ 年X</b> ∨ ノ	· 田 /J								
		権者の		者又は	係名								
(4					の種類								
\ _	,				金	□売排	一金	□ f:	呆証				
		その他			-1/-		1 -1/-		14 4117				)
(5		務者の	- '										,
, •				保証人	.□有	氏名	1						□無)
		保証人				氏名							)
(6	)取	引内容	3	_ , , , ,									•
	1	最初の	貸付	等	平成	年	月	ļ	3				
		最後の				年			$\exists$				
	3	最後の	返済		平成				3				
(7	) 債	権残高	; (聴]	取日現	(在)								
	1	残 代	金							円			
		利	息							円			
	_	遅延損								円			
	_	合								円			
(8					対して	,破産	自立	をする	ること				
		伝えて		-									
					日		-						
		•			債権者						0		
-	-		につ	き,債	権者か	ら意見	見があ	った	場合に	には、	その内タ	容を	記載し
て下	うさい	·。)											

(別)	紙様式第4	)
<b>、刀'</b>		- /

事件番号:平成年(7)第号

高松地方裁判所民事部破産再生係 御中

平成 年 月 日

申立人	ET.	j
·  /-\	1 17	,

### 届出債権者変更(追加)届

頭書の事件について、下記のとおり債権者の変更(追加を含む)がありましたので、お届けします。

記

(追加債権者)

番号	債権者名	住	所	年月日	借入額	現在額	備考
		₸					
		₸					
		₸					
		〒					
		₸					

(添付書類:負債に関する資料写し)

#### (変更債権者)

番号	旧債権者名	新債権者名	新債権者の住所	現在額	備考
			Ŧ		
			₸		
			₸		
			₸		
			Ŧ		

(添付書類:債権者の変更に関する通知書写し)